

組合員の皆さまからよくある質問

給付係 (082) 513-4965

資格係 (082) 513-4957

短期給付について、組合員の皆さまからお問合せがあった質問の中からよくある質問をピックアップしました。

資格の手続きについて

Q：退職することになりました。資格情報のお知らせや資格確認書は自分で処分してもよいですか？

A：当支部から交付を受けているものは、退職日以後速やかに退職時の所属所にお返しください（当支部に直接返却しないでください）。引き続き、公立学校共済組合の他支部に加入する場合も、当支部に返却してください。なお、資格情報のお知らせ（A 4サイズ）は返却不要です。マイナンバーカードは、当支部に返却しないようお願いします。

Q：マイナ保険証を使用しています。資格手続中に通院したい場合、どうしたらよいですか？

A：マイナ保険証で受診する人は、受診する前にマイナポータルで新しい資格情報が反映されていることを確認してください。資格手続中に医療機関にかかる場合、マイナ保険証への資格の反映が間に合わない場合があります。その場合、まずは、共済組合が負担する医療費の原則7割部分等の支払いを待ってもらえないか医療機関に相談してみてください。その際、医療費の全額を支払った場合は、7割部分等を「療養費」として共済組合に請求してください（福利厚生事務の手引§9-017～）。

なお、退職後に、保険医療機関等でマイナ保険証等を使用して受診された場合は、共済組合が負担した医療費等を返還していただくことになりますので御注意ください。

第三者加害について

Q：交通事故に遭いました。マイナ保険証等を使って病院にかかってもよいですか？

A：交通事故、他人のペットや暴力行為などの第三者の行為によってけがをしたり、病気になったりした場合の医療費は、原則として加害者が負担すべきものなので、本来ならばマイナ保険証等を使用する必要はありません。しかし、すぐに加害者が負担できない等により、マイナ保険証等を使用する場合には、共済組合に第三者加害報告書等を提出していただく必要があるため、速やかに共済組合へ連絡してください。なお、連絡がなく、医療機関から届く診療報酬明細書等により、当支部が第三者加害行為を知った場合、問合せをさせていただくことがあります。

【提出書類】

- | | |
|---------------|-------------------|
| ①損害賠償申告書 | ⑥同意書 |
| ②第三者加害報告書 | ⑦治癒届（治癒したとき） |
| ③第三者加害発生状況報告書 | ⑧交通事故証明書 |
| ④加害者関係事項 | ⑨示談書の写し（示談完了したとき） |
| ⑤確約書 | |

（①～⑦は福利厚生事務の手引様式集にあります。）

保健給付について

Q：病院から「高額療養費の手続をしてください」と言われました。どうしたらいいですか？

A：**支払前**に医療費が高額になることが予想される場合には、マイナ保険証等を利用すると、窓口で「高額療養費」に当たる部分を支払う必要がなく、自己負担限度額まで支払額を引き下げることができます。「限度額適用認定証」を利用して、医療機関の窓口で高額療養費部分を支払わないでおくこともできます。「限度額適用認定証」の利用を希望する場合は、「限度額適用認定申請書」を所属所を通じて提出してください。

マイナ保険証等を利用せず**支払が完了している場合**や「限度額適用認定証」を利用しない場合には、受診の3か月後以降の月末に「高額療養費」を給付します。公立学校共済組合では「高額療養費」は自動給付ですので、この場合の手続は不要です。

Q：医師の指示により治療用装具（コルセット等）を購入しました。払戻しが受けられると聞きましたが、どうすればいいですか？

A：総医療費に対して共済組合が負担する割合（7割又は8割）の医療費を給付します。「療養費・家族療養費請求書」に診断書・装具装着証明書、領収書（原本）を添付して、所属所に提出してください。なお、領収書で領収金額の内訳が確認できない場合は、その内訳がわかる書類が併せて必要です。

休業給付について

Q：病気で休職に入りました。共済組合から何か給付を受けられますか？

A：公務によらない病気であれば、給料が出ている間でも、平均標準報酬月額を基に算定される給付日額が、支給されている給料を基に算定される報酬日額を上回った場合、差額を傷病手当金として支給します。組合員によって支給開始のタイミングが異なりますので、不明な点は公立学校共済組合広島支部までお問合せください。